

沿岸広域振興局長告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年1月4日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1 路線名 釜石遠野線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 釜石市橋野町第9地割44番2地先から第10地割5番1地先まで
  - (2) 釜石市橋野町第4地割35番1地先内
- 3 供用開始の期日 令和6年1月4日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
  - (2) 期間 令和6年1月4日から同年2月5日まで